

各市町村の成年後見に関する事業(地域生活支援事業)の実施状況(令和3年度実績)

資料1

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
成年後見制度法人後見支援事業	(1) 法人後見実施のための研修、(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築(検討会の開催等)、(3) 法人後見の適正な活動のための支援、(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
成年後見制度普及啓発事業	(1) 研修会等の開催、(2) パンフレット・ポスター等の作成、(3) 障がい者の「親亡き後」等への備えのために、障がい者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録を活用する方法の啓発、(4) その他成年後見制度普及啓発に資する事業

	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度法人後見支援事業				成年後見制度普及啓発事業		
	申し立て経費補助	後見人等の報酬補助	法人後見実施のための研修	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築	法人後見の適正な活動のための支援	その他法人後見の活動の推進			(実施形態)
鳥取県								○	委託
鳥取市	○	○		○			「鳥取市権利擁護支援センター」の運営費補助の形で実施		
米子市	○	○	○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
倉吉市		○							
境港市			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
岩美町									
若桜町									
智頭町		○		○	○	○	委託	○	委託
八頭町		○		○			委託		
三朝町									
湯梨浜町		○							
琴浦町		○							
北栄町	○	○							
日吉津村			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
大山町	○	○	○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
南部町			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
伯耆町			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
日南町			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
日野町			○	○	○	○	委託(西部9市町村)		
江府町	○		○	○	○	○	委託(西部9市町村)		

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

<趣旨>

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

<総論>

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしなが、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

<各論>

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的事務にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意志決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

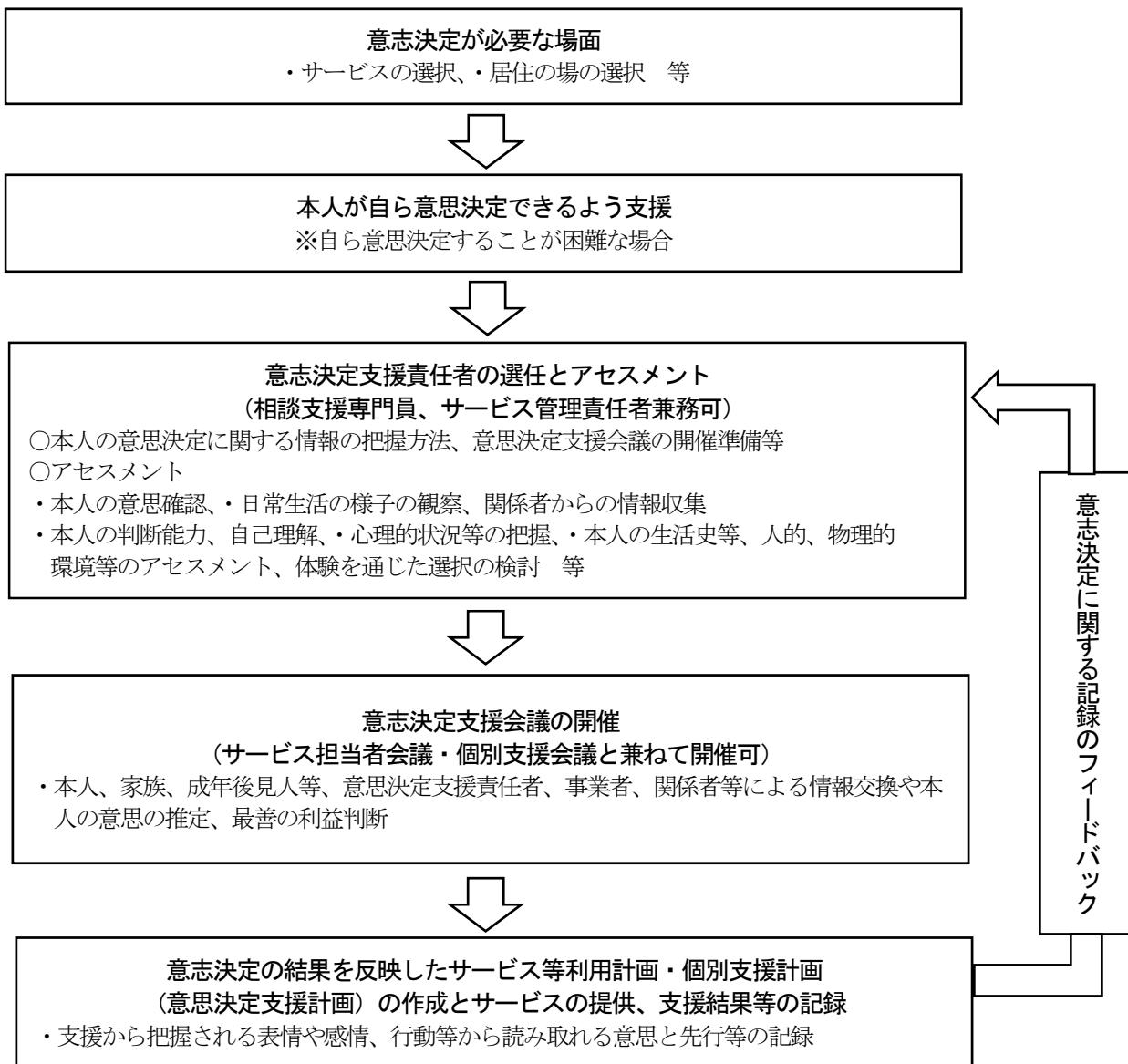
6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

<意思決定支援の具体例>

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

【意思決定支援の流れ】



令和3年度の鳥取県における障がい者虐待の状況

令和5年6月13日
障がい福祉課

1 相談・通報対応件数

- 相談・通報・届出受理件数は45件（対前年度-8件）で、そのうち9件（対前年度-4件）が、「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例。（虐待認定率：20%）
- 「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例のうち、虐待者種別でみると、「養護者による障がい者虐待」が6件（67%）、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」が3件（33%）。

相談・通報対応件数	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計	(参考) 使用者による 障がい者虐待
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	28 (26) [市町村28、県0]	17 (27) [市町村16、県1]	45 (53)	7 (12) [市町村5、県2]
虐待を受けた又は受けたと思われ たと判断した事例	6 (8)	3 (5)	9 (13)	

※（ ）内は、前回調査結果（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別（重複あり）

- 虐待の種別でみると、「養護者による障がい者虐待」では「心理的虐待」の6件、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では「身体的虐待」の3件が最も多かった。

	養護者による 障がい者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待	合計
身体的虐待	4 (2)	3 (1)	7 (3)
性的虐待	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心理的虐待	6 (2)	2 (4)	8 (6)
放棄・放置	0 (3)	0 (1)	0 (4)
経済的虐待	1 (5)	0 (0)	1 (5)
合計	11 (12)	5 (6)	16 (18)

※（ ）内は、前回調査結果（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の被害者及び虐待種別の場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

3 相談・通報・届出者の種別（重複あり）

- 相談・通報・届出者の種別でみると、「相談支援専門員」が15件、「本人」が9件であった。

	本人	家族・親族	医療機関関 係者	相談支援専 門員	
養護者による障がい者虐待	5	2	1	12	
	施設・事業所 の職員	警察	当該市町村 行政職員	その他	合計
	1	3	2	2	28

	本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	4	3	1	3	
	当該施設・事業所		当該施設・事業所元職員	その他	合計
	設置者・管理者	職員			
	1	2	2	3	19

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報・届出がされる場合があるため、合計数は「相談・通報・届出受理件数」と一致しない。

4 被虐待者の状況

4-1 被虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による障がい者虐待	4	3	7
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	3	1	4
合計	7	4	11

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-2 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
養護者による障がい者虐待	0	2	1	1	2	1	0	7
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	2	1	0	0	0	1	0	4
合計	2	3	1	1	2	2	0	11

※ 1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われる」と判断した事例件数」と一致しない。

4-3 被虐待者の障害支援区分

○被虐待者の障害種別でみると、「養護者による障がい者虐待」では「身体障害」が3人、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では「知的障害」が4人と最も多かった。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	合計
養護者による障がい者虐待	0	0	3	1	0	0	3	7
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	0	1	0	0	1	2	4
合計	0	0	4	1	0	1	5	11

※1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

4-4 被虐待者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害（発達障害除く）	発達障害	難病等
養護者による障がい者虐待	3	2	2	2	0
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0	4	0	1	0
合計	3	6	2	3	0

※1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合又は1人の被虐待者に対し複数の障害種別がある場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

4-5 被虐待者の行動障害の有無

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	合計
① 強い行動障害がある（障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上））	0	1	1
② 認定調査を受けてはいるが、①と同程度の行動障害がある	0	0	0
③ 行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害）	1	2	3
④ 行動障害がない	6	1	7
⑤ 行動障害の有無が不明	0	0	0
合計	7	4	11

※1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例件数」と一致しない。

5 虐待者の状況

○虐待者の性別でみると、「養護者による障がい者虐待」では男性が6件（86%）、女性が1件（14%）、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」では男性が2件（40%）、女性が3件（60%）であった。

5-1 虐待者の性別

	男	女	合計
養護者による障がい者虐待	6	1	7
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	2	3	5
合計	8	4	12

※1件の事例に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例件数」と一致しない。

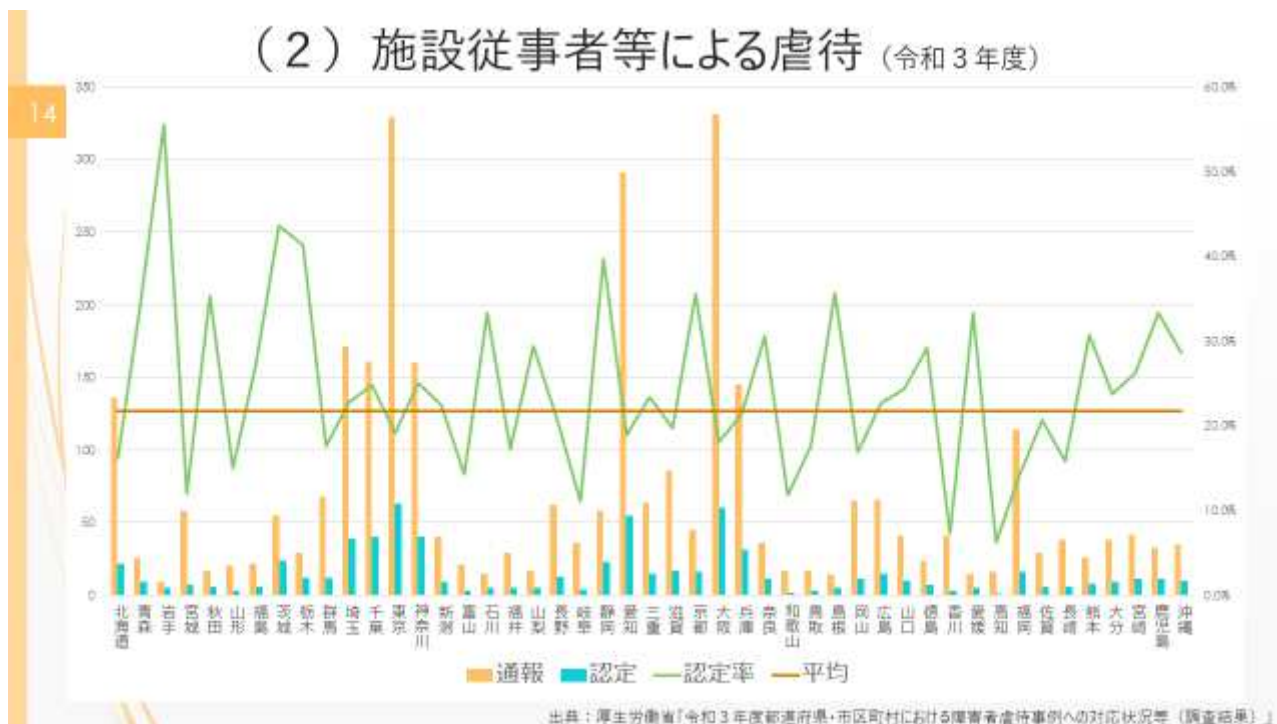
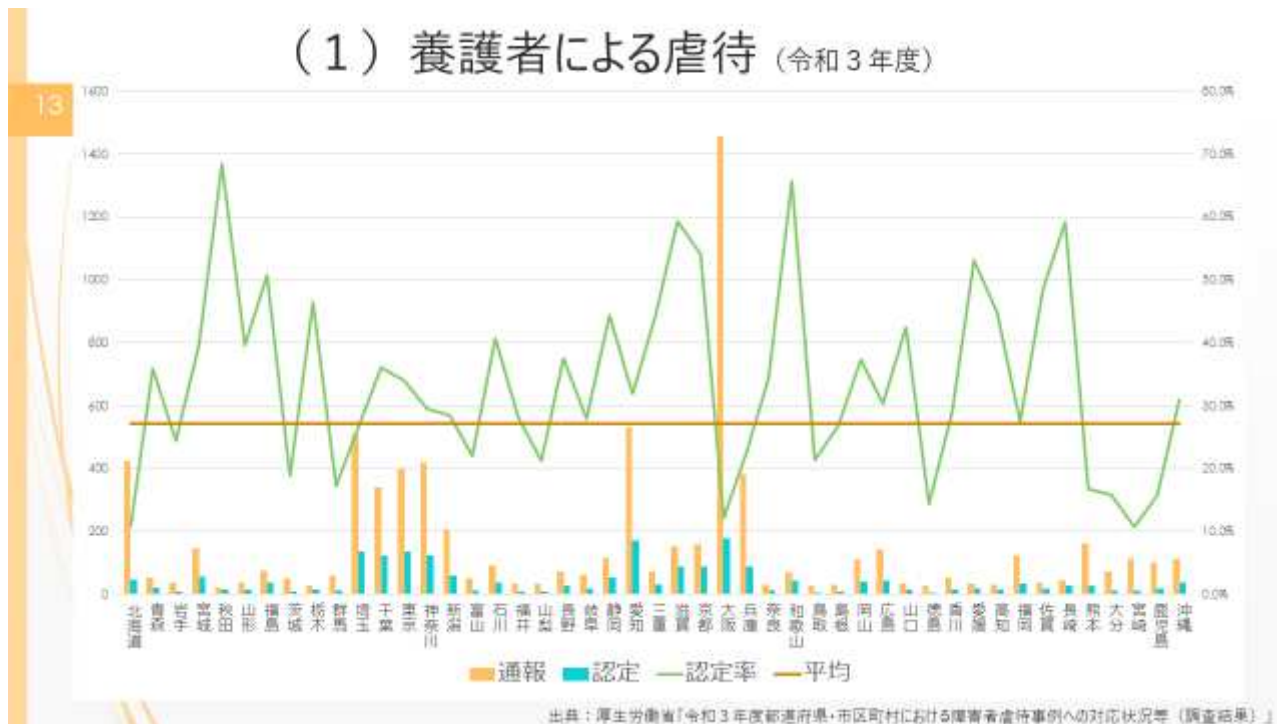
5-2 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
養護者による障がい者虐待	1	0	0	1	1	2	2	0	7
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	0		0	1	3	1		0	5
合計	1		0	2	4	5		0	12

※1件の事例に対し複数の虐待者がいる場合があるため、合計数は「虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例件数」と一致しない。

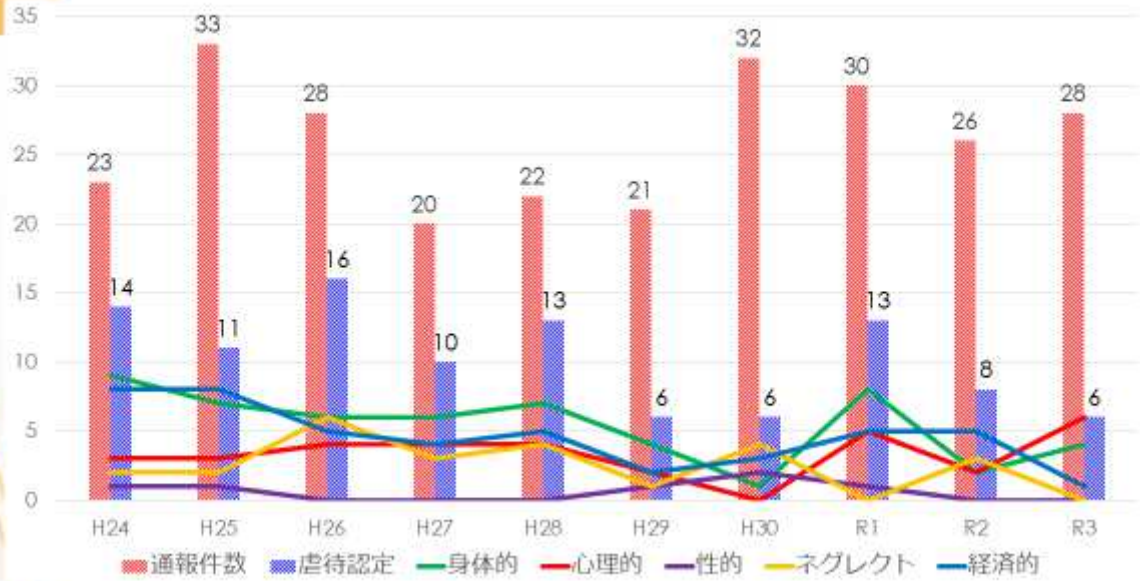
※上記データは、令和3年度に厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたもの。

(参考) 障がい者虐待の現状 (全国と鳥取県の比較)



(3) 本県の状況（養護者による虐待）

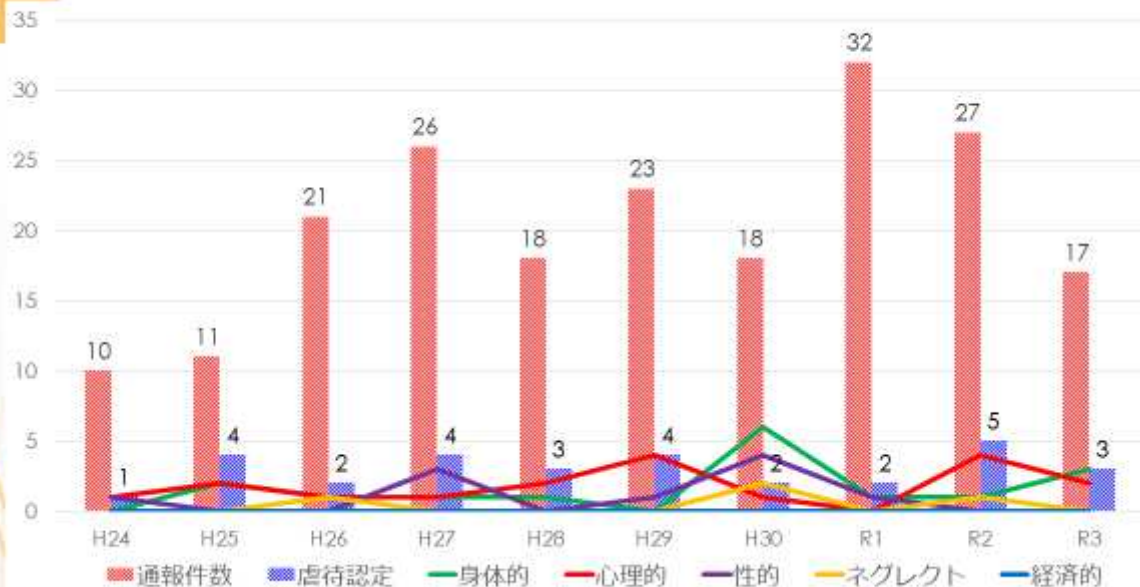
16



出典：鳥取県障がい福祉課が県内各市町村に調査実施

(5) 本県の状況（施設従事者等による虐待）

17



出典：鳥取県障がい福祉課が県内各市町村に調査実施

障がい者虐待防止に関する県の取組状況

令和 5 年 6 月 1 3 日
障がい福祉課

1 県障がい者権利擁護センター

障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行うため、平成 24 年に県障がい者権利擁護センターを県内 3 か所に設置。

(東部：県障がい福祉課、中部：中部県民福祉局、西部：西部県民福祉局)

< 鳥取県障がい者権利擁護センターの主な業務 >

- ・使用者（事業主や経営者）による障がい者虐待に係る通報・届出の受理
- ・市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供や助言
- ・障がい者虐待を受けた障がい者や養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動 等

2 障がい者虐待防止等に係る支援チーム

市町村の障がい者虐待防止センター等が受ける相談等に対し、専門的な支援、助言を行うことを目的として、専門家によるバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士等で構成）を設置し、東・中・西の各圏域に設置し専門的な支援が行える体制を整備。

以下団体に委託し、電話相談や出張相談、ケース会議へ出席し、専門的観点から事案への対応をサポート。

(委託先)

- ・東部：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
- ・中部：一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉
- ・西部：一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

【支援実績】(単位：件)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部	30	234	67	23	45	19	14	29	59	44	98
電話	20	204	32	0	27	5	11	17	48	34	87
面接	1	18	29	20	13	7	2	3	4	6	6
派遣	9	9	6	0	3	6	1	8	7	3	5
研修講師	0	3	0	3	2	1	0	1	0	1	0
中部	20	23	0	46	36	10	4	10	0	19	34
電話	18	15	0	30	16	2	2	2	0	0	0
面接	2	6	0	14	12	6	2	0	0	19	34
派遣	0	2	0	2	8	2	0	8	0	0	0
研修講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部	10	238	42	53	55	77	17	12	11	30	46
電話	0	103	29	24	44	46	11	6	8	17	29
面接	2	67	5	23	3	8	0	4	0	2	4
派遣	6	68	8	4	8	23	6	2	3	11	11
研修講師	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2

県全体	60	495	109	122	136	106	35	51	70	93	178
電話	38	322	61	54	87	53	24	25	56	51	116
面接	5	91	34	57	28	21	4	7	4	27	44
派遣	15	79	14	6	19	31	7	18	10	14	16
研修講師	2	3	0	5	2	1	0	1	0	1	2

3 障がい者虐待防止に関する研修

障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるため研修を実施。

※研修は、県が一般社団法人鳥取県社会福祉士会へ委託して実施

(1) 共通基礎研修

内容：障がい者虐待に関する基礎的な知識や対応技法の習得、支援技術の向上を目的

対象：県、市町村職員、障がい福祉サービス事業所等の管理者、従業者、医療機関、学校、保育所関係者等

※令和4年度実績：140名参加

※令和5年度は、鳥取県性暴力被害者支援協議会と連携し、障がい者に対する性虐待被害やその支援等について、障がい者虐待防止等研修（共通基礎研修）のテーマとして追加。

(2) 分野別研修

ア 権利擁護センター・虐待防止センター等職員(相談窓口)向け研修

・内容：窓口対応機関の責務、窓口対応等に必要な知識・技能の習得（講義、事例検討）

・対象：県、市町村職員等（相談窓口対応職員）

※令和4年度実績：29名参加

※令和5年4月27日に開催した「令和5年度鳥取県障がい福祉施策に関する市町村担当者会議」において、令和5年度の当該研修については市町村の虐待防止担当職員に積極的に参加していただくよう周知を行った。

イ 管理者・従業者向け専門研修

・内容：虐待の種類・実態、法人内ガバナンス・マネジメント、虐待防止委員会等の役割、障害者虐待防止法の理解と対応（講義）

・対象：施設の管理者及び従業者

※令和4年度実績：111名参加

ウ 現場力向上研修（現場スタッフの専門研修）

・内容：学校と社会福祉との連携、障がい児者の理解（講義、事例検討）

・対象：現場の施設従業者

※令和4年度実績：54名参加

(3) 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座

県民を対象に、障がいへの理解を深め、障害者虐待防止法の趣旨の周知と啓発を図る。

※令和4年度実績：102名参加

障害者差別解消法等の普及に向けた取組

◆研修 DVD の改訂（新規）

作成から 10 年以上経過していることを踏まえ、今年度研修用 DVD を改定する予定にしており、この中で障害者差別解消法の内容等についても触れることで、研修の際に広く周知していく。なお、改訂に当たっては当事者団体等のご意見を伺いながら進めていく予定。また、この DVD は全国のあいサポート運動協定自治体にも送付し、協定自治体のあいサポート研修にも広く利用していただく予定にしている。

◆障害者差別解消法に関するシンポジウム（新規）

令和 6 年 4 月から民間企業での合理的配慮が義務化されることを踏まえ、障がい者理由とする差別の解消について県民の関心と理解をより一層深めるため、県内の民間事業者や一般の方を対象に、シンポジウム形式の講演会を開催し、法の趣旨を理解するとともに差別的取扱いを行うことがないよう、広く周知を図っていく。

[実施予定]

日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）（予定）

民間企業等に広く案内し、県内現地開催を予定

講師・テーマ：検討中

◆鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、関係機関が連携して障がい者差別の解消を図ることを目的に設置。その結果を HP に公開し、障がい者差別解消法の周知に取り組んでいる。

[組織] 障がい者差別に関する相談機関及び障がい者福祉団体等

鳥取地方法務局、鳥取労働局、公益社団法人鳥取県人権文化センター、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、事業者代表（鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会）、学識経験者（鳥取大学）、鳥取県障害者相談支援専門員協会、障がい者福祉関係団体、市町村、県（人権・同和対策課、教育委員会事務局、障がい福祉課）

[所掌事務] 障がい者差別に関する窓口に関すること
関係機関相互の情報共有に関すること
法の普及啓発手法の協議に関すること
その他障がい者差別解消に関連すること

[開催実績] H27～H29年度 各 1 回

H30年度 事象聞き取りを含めて 3 回

R1～R4年度 各 1 回

◆企業・団体への障がい者差別解消法と障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の周知

4 年度より専門員が個別に企業を訪問し、障がい者差別解消法の一部改正と障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金について周知を行い、民間事業者への普及啓発に務めている。

なお、障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金とは、障害者差別解消法に基づき、県内の事業者が行う社会的障壁の除去（メニューの点字化、携帯スロープや筆談ボード購入など）にかかる経費を補助。事業者の合理的配慮の提供が義務化されるまでの期間において、合理的配慮の提供に伴う対応を支援するため、令和 4 年度より補助率を引き上げ、対象経費の追加（修繕料、手数料）等改正し、民間事業者が合理的配慮を行う際の負担を軽減する取り組み。

[実施主体] 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ社会的障壁の除去を行う県内の事業者

[補助率] 2/3 [上限額] 300 千円

※あいサポート企業・団体の場合、補助額が 5 万円に達するまでは補助対象経費の 10/10（上限 5 万円）

◆「合理的配慮の提供」の情報発信動画の発信

昨年度作成した、「合理的配慮の提供」について分かりやすく伝える動画を W E B 広告及び動画サイトで発信、広く民間事業者への周知を図る。